

# 三股町森林整備計画書

計画期間

自平成 30 年 4 月 1 日  
至平成 40 年 3 月 31 日

宮 崎 県

三 股 町

# 目 次

<b>I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項</b>	<b>1</b>
1 森林整備の現状と課題	
2 森林整備の基本方針	
(1)地域の目指すべき森林資源の姿	
(2)森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	
(3)森林施業の合理化に関する基本方針	
<b>II 森林の整備に関する事項</b>	<b>3</b>
<b>第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）</b>	
1 樹種別の立木の標準伐期齢	
2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法	
3 一伐区当たりの伐採面積	
4 その他必要な事項	
<b>第2 造林に関する事項</b>	<b>5</b>
1 人工造林に関する事項	
(1)人工造林の対象樹種	
(2)人工造林の標準的な方法	
ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数	
イ その他人工造林の方法	
(3)伐採跡地の人工造林をすべき期間	
2 天然更新に関する事項	
(1)天然更新の対象樹種	
(2)天然更新の標準的な方法	
ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数	
イ 天然更新補助作業の標準的な方法	
ウ その他天然更新の方法	
(3)伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	
(1)更新に係る対象樹種	
① 人工造林の場合	
② 天然更新の場合	
(2)生育し得る最大の立木の本数	
5 その他必要な事項	
<b>第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準</b>	<b>9</b>
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
2 保育の種類別の標準的な方法	
(1) 時期及び回数	
(2) 方法	
3 その他間伐及び保育の基準	
(1) 間伐	
(2) 下刈	
(3) つる切り	
4 その他必要な事項	

<b>第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</b>	<b>11</b>
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	
(1) 水源のかん養の機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林	
ア 区域の設定	
イ 施業の方法	
(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林	
ア 区域の設定	
イ 施業の方法	
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法	
(1) 区域の設定	
(2) 施業の方法	
3 その他必要な事項	
<b>第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項</b>	<b>15</b>
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
4 その他必要な事項	
<b>第6 森林施業の共同化の促進に関する事項</b>	<b>15</b>
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
4 その他必要な事項	
<b>第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項</b>	<b>16</b>
1 路網の整備に関する事項	
(1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	
① 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	
② 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	
(2) 作業路網の整備に関する事項	
① 基幹路網に関する事項	
ア 基幹路網の作設にかかる留意点	
イ 基幹路網の整備計画	
ウ 基幹路網の維持管理に関する事項	
② 細部路網に関する事項	
ア 細部路網の作設に係る留意点	
イ 細部路網の維持管理に関する事項	
(3) その他必要な事項	
<b>第8 その他必要な事項</b>	<b>17</b>
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	
4 その他必要な事項	
<b>Ⅲ 森林の保護に関する事項</b>	<b>19</b>
第1 鳥獣害の防止に関する事項	
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	

- (1) 区域の設定
  - (2) 鳥獣害の防止の方法
    - ア 植栽木の保護措置
    - イ 捕獲
  - 2 その他必要な事項
- 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
- 1 森林病虫害の駆除及び予防の方法
    - (1)森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法
    - (2)その他
  - 2 鳥獣による森林被害対策の方法
  - 3 林野火災の予防の方法
  - 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
  - 5 その他必要な事項
    - (1)病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分
    - (2)その他

<b>IV 森林の保健機能の増進に関する事項</b>	<b>20</b>
1 保健機能森林の区域	
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	
4 その他必要な事項	

<b>V その他森林の整備のために必要な事項</b>	<b>21</b>
1 森林経営計画の作成に関する事項	
2 生活環境の整備に関する事項	
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	
4 森林の総合利用の推進に関する事項	
5 住民参加による森林の整備に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域住民参加による取組みに関する事項</li> <li>(2) 上下流連携による取組みに関する事項</li> <li>(3) 法第 10 条の 11 の 8 第 2 項に規定する施業実施協定の参加促進対策</li> <li>(4) その他</li> </ul>	
6 その他必要な事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 森林国営保険への加入促進</li> <li>(2) 入会林野整備の促進</li> <li>(3) 国有林の利活用に関する事項</li> </ul>	

## 付属資料

- 1 市町村森林整備計画概要図
- 2 三股町ゾーニング図
- 3 参考資料
  - (1)人口及び就業構造
    - ①年齢層別人口動態
    - ②産業部門別就業者数等
  - (2)土地利用
  - (3)森林資源の現況等
    - ①保有者形態別森林面積
    - ②民有林の齢級別面積
    - ③保有山林面積規模別林家数
    - ④作業路網の状況
      - (ア)基幹路網の現況
      - (イ)細部路網の現況
  - (4)市町村における林業の位置づけ
    - ①産業別総生産額
    - ②産業別従業者数
  - (5)林業関係の就業状況
  - (6)林業機械等設置状況
  - (7)特用林産物の生産概況